

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要

独立行政法人造幣局

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので、公表します。

1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約を締結しました。

2. 令和7年度における環境配慮契約の締結状況

令和7年度においては、基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている案件のうち、電気の供給を受ける契約については2件（2,589,800kWh）、産業廃棄物の処理に係る契約については5件（391トン）の裾切り方式による環境配慮契約を締結しました。

建築物の維持管理に関する契約については2件の最低価格落札方式による契約を締結しましたが、いずれも保守点検業務であり、環境配慮の余地がないため環境配慮契約は未実施でした。

建築物の設計に係る契約については1件の最低価格落札方式による契約を締結しましたが、耐震改修であり環境配慮の余地がないため環境配慮契約は未実施でした。

なお、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、建築物の改修に係る契約については該当する案件はありませんでした。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

造幣局における環境配慮契約を推進するため、環境担当部門、施設設計担当部門、契約担当部門及び購入依頼部門が連携し、環境配慮契約の締結を推進しました。